

## &lt;&lt;&lt;新旧対照表&gt;&gt;&gt;

○多治見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月27日条例第3号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：議会事務局

新	旧
○多治見市議会政務活動費の交付に関する条例 平成13年3月27日条例第3号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、多治見市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 政務活動費は、多治見市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。） <u>又は会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）</u> に対して交付する。 (会派に対する政務活動費の交付額及び交付の方法) 第3条 <u>会派に対する政務活動費</u> は、毎月1日の当該会派の所属議員数に月額20,800円（4月は21,200円）を乗じて得た額 <u>を交付する</u> 。この場合において、同日に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員には含まれないものとし、 <u>同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない</u> 。	○多治見市議会政務活動費の交付に関する条例 平成13年3月27日条例第3号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、多治見市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 政務活動費は、多治見市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。） <u>_____</u> に対して交付する。 ( <u>_____</u> 交付額及び交付の方法) 第3条 <u>_____</u> 政務活動費の額は、毎月1日の当該会派の所属議員数に月額20,800円（4月は21,200円）を乗じて得た額 <u>とする</u> 。この場合において、同日に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員には含まれないものとする _____。
2 政務活動費は、毎年度4月1日における当該会派の所属議員数を基に12月分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	2 政務活動費は、毎年度4月1日における当該会派の所属議員数を基に12月分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が各月の1日に当たる場合又は改選後新たに会派が結成された場合は、当月分）から政務活動費を交付する。	3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が各月の1日に当たる場合又は改選後新たに会派が結成された場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
4 政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）は、第2項の規定により交付する場合は4月30日、前項の規定により交付する場合は結成された日の属する月の翌月末日（結成された日が3月1日に当たる場合は、3月31日）とする。ただし、交付日が多治見市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、そ	4 政務活動費の交付日（以下「交付日」という。）は、第2項の規定により交付する場合は4月30日、前項の規定により交付する場合は結成された日の属する月の翌月末日（結成された日が3月1日に当たる場合は、3月31日）とする。ただし、交付日が多治見市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、そ

新	旧
<p>の日前において、その日に最も近い休日でない日とする。</p> <p>（所属議員数の異動に伴う調整）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派に年度の途中において所属議員数の異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が各月の1日に当たる場合は当月。以下<u>この条において</u>「調整月」という。）以降の分として交付した政務活動費の額（この項において「既に交付した額」という。）が調整月の1日における議員数に基づいて調整月以降の分として算定した政務活動費の額（この項において「異動後の額」という。）を下回るときは、当該下回る額を調整月の末日までに追加して交付し、既に交付した額が異動後の額を上回るときは、会派は、調整月の14日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。</p>	<p>の日前において、その日に最も近い休日でない日とする。</p> <p>（所属議員数の異動に伴う調整）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派に年度の途中において所属議員数の異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（異動が生じた日が各月の1日に当たる場合は当月。以下_____「調整月」という。）以降の分として交付した政務活動費の額（この項において「既に交付した額」という。）が調整月の1日における議員数に基づいて調整月以降の分として算定した政務活動費の額（この項において「異動後の額」という。）を下回るときは、当該下回る額を調整月の末日までに追加して交付し、既に交付した額が異動後の額を上回るときは、会派は、調整月の14日までに当該上回る額を市長に返還しなければならない。</p>
<p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日から14日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が各月の1日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を市長に返還しなければならない。</p> <p><u>（会派に所属しない議員に対する政務活動費の交付額及び交付の方法）</u></p> <p><u>第4条の2 会派に所属しない議員に対する政務活動費は、毎月1日に在職する議員に対し月額20,800円（4月は21,200円）を交付する。この場合において、同日に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。</u></p>	<p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日から14日以内に、解散の日の属する月の翌月分（その日が各月の1日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を市長に返還しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>2 政務活動費は、毎年度4月1日に在職する議員で会派に所属していないものに対し12月分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p><u>3 年度の途中において新たに議員となった者で会派に所属しないもの又は会派に所属しないこととなった議員に対しては、議員となった日又は会派に所属しないこととなった日の属する月の翌月分（その日が各月の1日に当たる場合又は改選後新たに議員となった場合は、当月分）から政務活動費を交付する。</u></p> <p><u>4 交付日は、第2項の規定により交付する場合は4月30日、前項の規定により交付する場合は議員となった日又は会派に所属しないこととなった日の属する月の翌月末日（議員となった日</u></p>	

新	旧
<p><u>又は会派に所属しないこととなった日が3月1日に当たる場合は、3月31日)とする。ただし、交付日が休日に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。</u></p> <p><u>(議員の異動に伴う調整)</u></p> <p><u>第4条の3 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において会派に所属することとなった場合は、所属することとなった日の属する月の翌月(所属することとなった日が各月の1日に当たる場合は当月。以下この条において「調整月」という。)以降の分として交付した政務活動費を、調整月の14日までに市長に返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 政務活動費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日から14日以内に、当該日の属する月の翌月分(その日が各月の1日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を市長に返還しなければならない。</u></p> <p><u>(経費の範囲)</u></p> <p>第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表第1及び別表第2に定める経費とする。</p> <p>2 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充てはならない。</p> <p>(1) 私的な経費</p> <p>(2) 交際的な経費</p> <p>(3) 党費その他政党活動に関する経費</p> <p>(4) 選挙活動に関する経費</p> <p>(5) 議員以外の者の市政に関する調査研究に関する経費</p> <p><u>(経理責任者)</u></p> <p>第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならぬ。</p> <p><u>(収支報告書等の提出)</u></p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者<u>又は会派に所属しない議員</u>は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、関係書類を添えて議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書及び関係書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</p> <p><u>4 政務活動費の交付を受けた会派に所属しない</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表第1及び別表第2に定める経費とする。</u></p> <p><u>2 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充てはならない。</u></p> <p>(1) 私的な経費</p> <p>(2) 交際的な経費</p> <p>(3) 党費その他政党活動に関する経費</p> <p>(4) 選挙活動に関する経費</p> <p>(5) 議員以外の者の市政に関する調査研究に関する経費</p> <p><u>(経理責任者)</u></p> <p><u>第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならぬ。</u></p> <p><u>(収支報告書等の提出)</u></p> <p><u>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者_____は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、関係書類を添えて議長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の報告書及び関係書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧																
<p><u>議員が会派に所属することとなったとき又は議員でなくなったときは、第2項の規定にかかわらず、会派に所属した日又は議員でなくなった日から14日以内に収支報告書等を提出しなければならない。</u></p> <p>(政務活動費の返還)</p> <p>第8条 政務活動費の交付を受けた<u>会派等</u>は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、収支報告書等の提出と同時に当該残余の額を市長に返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた<u>会派等</u>は第5条の規定に違反した場合は、政務活動費の全部又は一部を市長に返還しなければならない。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第9条 議長は、政務活動費の収支状況について、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の定めるところにより積極的にその情報を公開するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定めるところによる。</p>	<p>(政務活動費の返還)</p> <p>第8条 政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、収支報告書等の提出と同時に当該残余の額を市長に返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた<u>会派</u>は第5条の規定に違反した場合は、政務活動費の全部又は一部を市長に返還しなければならない。</p> <p>(情報の公開)</p> <p>第9条 議長は、政務活動費の収支状況について、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の定めるところにより積極的にその情報を公開するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定めるところによる。</p>																
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成13年4月1日から施行する。</p>																
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>経費の範囲</p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>経費の範囲</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td><u>会派等</u>が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は<u>会派に所属する議員若しくは会派に所属しない議員</u>が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)</td> </tr> <tr> <td>調査活動費</td> <td><u>会派等</u>が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)</td> </tr> <tr> <td>要請・陳情活動費</td> <td><u>会派等</u>が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	<u>会派等</u> が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は <u>会派に所属する議員若しくは会派に所属しない議員</u> が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)	調査活動費	<u>会派等</u> が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)	要請・陳情活動費	<u>会派等</u> が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究研修費</td> <td><u>会派</u>が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は<u>会派に所属する議員</u> _____が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)</td> </tr> <tr> <td>調査活動費</td> <td><u>会派</u>が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)</td> </tr> <tr> <td>要請・陳情活動費</td> <td><u>会派</u>が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	研究研修費	<u>会派</u> が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は <u>会派に所属する議員</u> _____が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)	調査活動費	<u>会派</u> が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)	要請・陳情活動費	<u>会派</u> が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)
項目	内容																
研究研修費	<u>会派等</u> が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は <u>会派に所属する議員若しくは会派に所属しない議員</u> が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)																
調査活動費	<u>会派等</u> が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)																
要請・陳情活動費	<u>会派等</u> が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)																
項目	内容																
研究研修費	<u>会派</u> が、研究会、研修会を開催するため必要な経費又は <u>会派に所属する議員</u> _____が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するため要する経費 (会場費、印刷製本費、講師謝金、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)																
調査活動費	<u>会派</u> が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)																
要請・陳情活動費	<u>会派</u> が行う要請・陳情活動のために必要な経費 (印刷製本費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費等)																

新					旧					
会議費	会派等が行う各種会議に要する経費又は他の団体が開催する意見交換会等への会派としての参加 <u>若しくは会派に所属しない議員の参加</u> に要する経費 (会場費、印刷製本費、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)				会議費	会派が行う各種会議に要する経費又は他の団体が開催する意見交換会等への会派としての参加 <u>に要する経費</u> (会場費、印刷製本費、出席者負担金・会費及び別表第2に掲げる額を上限とする旅費)				
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース費等)				資料作成費	会派が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース費等)				
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費				資料購入費	会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費				
広報費	会派等が政務活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費 (印刷製本費、送料、会場費等)				広報費	会派が政務活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、広報するために要する経費 (印刷製本費、送料、会場費等)				
広聴費	会派等が市民から市政及び会派等の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷製本費、茶菓子代等)				広聴費	会派が市民から市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会場費、印刷製本費、茶菓子代等)				
その他 の政務 活動費	上記以外の経費で会派等が行う政務活動に必要な経費 (謝金、備品購入費、消耗品費等)				その他 の政務 活動費	上記以外の経費で会派が行う政務活動に必要な経費 (謝金、備品購入費、消耗品費等)				

別表第2（第5条関係）

## 旅費の区分

区分	鉄道賃、 船賃、航 空賃及 び車賃	日当	宿泊料	自動車 借上料、 燃料費、 駐車場 使用料 及び有 料道路 通行料
交通機 関の別	多治見 市職員 等の旅 費に關 する條 例(平成 4年條 例第6 号。以下 「条例」 とい	条例の 特別職 の日當 の規定 の例に より計 算した 額	条例の 特別職 の宿泊 料の規 定の例 により 計算し た額	実費

別表第2（第5条関係）

## 旅費の区分

区分	鉄道賃、 船賃、航 空賃及 び車賃	日当	宿泊料	自動車 借上料、 燃料費、 駐車場 使用料 及び有 料道路 通行料
交通機 関の別	多治見 市職員 等の旅 費に關 する條 例(平成 4年條 例第6 号。以下 「条例」 とい	条例の 特別職 の日當 の規定 の例に より計 算した 額	条例の 特別職 の宿泊 料の規 定の例 により 計算し た額	実費

新					旧				
む。) う。) の特別職の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の規定の例により計算した額					む。) う。) の特別職の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の規定の例により計算した額				
私有自動車又はレンタカーを利用する場合	—	条例の特別職の日当の規定により計算した額	条例の特別職の宿泊料の規定の例により計算した額	実費	私有自動車又はレンタカーを利用する場合	—	条例の特別職の日当の規定により計算した額	条例の特別職の宿泊料の規定の例により計算した額	実費
摘要	改正理由								